

議案第1号

湯梨浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年1月22日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」いう。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</p>

<u>1万400円</u>	<u>1万円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
<u>1万3,500円</u>	<u>1万2,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
<u>1万6,600円</u>	<u>1万5,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
<u>1万9,700円</u>	<u>1万8,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
<u>2万2,800円</u>	<u>2万1,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
<u>2万5,900円</u>	<u>2万4,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
<u>2万9,100円</u>	<u>2万6,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
<u>3万2,300円</u>	<u>2万8,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
<u>3万5,500円</u>	<u>2万9,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万8,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万1,600円</u>
(3) 略	(3) 略
3～9 略	3～9 略
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700円</u> （勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、 <u>7,050円</u> ）を超えない範囲内において町	第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> （勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、 <u>6,600円</u> ）を超えない範囲内において町

<p>長の定める額を宿日直手当として支給する。</p>	<p>長の定める額を宿日直手当として支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の70</u>、<u>12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の70を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤</p>

<p>勤手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>勤手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

第2条 湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

別表第1（第3条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900

16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200

55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			

94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第3条 湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第6項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第5項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、</p>

める職員に限る。) にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員  
2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員  
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員  
7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員  
1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員  
1万3,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員  
1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員  
1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員  
2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員  
2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員  
2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員  
3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

		<u>3万5,500円</u>
		<u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円</u>
	(3) 略	
3	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この項、次項及び <u>第6項</u> において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この項、次項及び <u>第5項</u> において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（ <u>第6項</u> において「特別料金等相当額」という。）	(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（ <u>第5項</u> において「特別料金等相当額」という。）
	(2) 略	(2) 略
4	略	4 略
5	<u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用する</u>	

し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条例において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 略

8 この条例において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 略

<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい</p>

<p>て受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>て受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	--

(湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯梨浜町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中途から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中途から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改</p>

<p>正後の規定にかかわらず、<u>当該改正の施行の日の属する月の翌月</u>（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、<u>その日の属する月</u>）から効力を生ずるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>4 及び 5 略</p> <p><u>6 前各項の規定は、第25条第2項において給与条例の規定の例によることとされるパートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについて準用する。</u></p>	<p>正後の規定にかかわらず、<u>当該年度の12月1日</u>から効力を生ずるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>
--	---

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の湯梨浜町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第4条の規定による改正後の湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第3項及び第6項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の湯梨浜町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。